

## 北海道から鹿追町へ移譲される事務一覧

【平成22年4月1日移譲】

法令名	移譲の事務	担当課	電話
母子保健法	低体重児の出生の届出の受理及び未熟児の訪問指導に関する事務	福祉課食育健康推進係	66-1311
博物館法	博物館の登録等に関する事務	社会教育課図書館係	69-7170
社会教育法	法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関する事務	社会教育課社会教育係	66-3300
牧野法	牧野の改良・保全等に関する事務	農業振興課農政係	66-4035
果樹農業振興特別措置法	果樹園経営計画の認定に関する事務	農業振興課畜産環境整備係	
家畜取引法	臨時市場に関する事務	農業振興課農政係	66-4034
分収林特別措置法	分収林契約の募集に係る届出に関する事務	農業振興課農政係	
森林法	土地の使用権設定の認可・裁定に関する事務	商工観光課商工振興労政係	66-4034
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	基盤施設計画及び連携計画の認定等に関する事務		
商工会法	商工会の設立認可及び合併認可等に関する事務	企画財政課企画係	66-4032
中小企業団体の組織に関する法律	協業組合の設立認可等に関する事務		
特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務	建設水道課建築係	66-4033
住宅地区改良法	土地の試掘等の許可に関する事務		

【平成22年8月1日移譲（8/2事務開始）】

法令名	移譲の事務	担当課	電話
旅券法	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	町民課戸籍年金窓口係	66-4031

【平成22年12月1日移譲】

法令名	移譲の事務	担当課	電話
大気汚染防止法	揮発性有機化合物に係る規制に関する事務	町民課住民生活係	66-4031
	指定物質排出施設に係る規制に関する事務		
北海道公害防止条例	大気汚染の規制に関する事務		
大気汚染防止法	自動車排出ガスに係る許容限度等に関する事務		
北海道公害防止条例	水質汚濁の規制に関する事務		
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者等の選任等に関する事務		
騒音規制法	規制地域の指定等に関する事務		
環境基本法	騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務		
振動規制法	規制地域の指定等に関する事務		
悪臭防止法	規制地域の指定等に関する事務		
北海道公害防止条例	悪臭発生施設に関する事務		
墓地、埋葬等に関する法律	火葬場への立入検査等に関する事務		
北海道胞衣及び産わい物処理条例	処理所の設置及び収集処理事業の経営許可等に関する事務		

← さて、事務・権限移譲で鹿追町はどう変わるの？  
次のページをご覧ください。



特集 北海道から鹿追町への事務・権限移譲

# より安心で安全・便利な まちを目指す 鹿追町の事務・権限移譲

鹿追町では、北海道で行っている事務・権限について、住民サービスの向上や、安心・安全なまちづくりにつながる事務・権限を中心に、移譲を進めています。平成22年度に向けては、庁舎内で積極的な検討を行い、全道市町村の中でもっとも多く事務・権限の移譲を受ける町となりました。今月は事務・権限移譲について、「事務・権限移譲って一体なに？」をはじめ、「事務・権限移譲で鹿追町はどう変わる？」を皆さんにお知らせいたします。

**Q** そもそも「事務・権限」って何のこと？

**A** ここでの「権限」とは、国や地方公共団体が、法令の規定（きまり）に基づいて職権を行うことができる範囲をいい、国や都道府県、市町村はそれぞれの権限に応じた事務を行っています。これを「事務・権限」といいます。

**Q** 事務・権限移譲って何ですか？

**A** 都道府県知事が行うべき「事務・権限」を、市町村

長が行うことは事務の委託などを除き通常認められません。

しかし、北海道では、道と市町村の両方で協議の上、市町村が同意し、北海道議会で議決されると、市町村へ「事務・権限」の一部を移譲する（譲り移す）ことができるようになります。

これを「事務・権限移譲」といいます。北海道では、平成17年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定し（平成21年3月改訂）、本格的に取り組んでいます。

**Q** 事務・権限移譲は何のために行うのですか？

**A** 事務・権限移譲は、「住民の皆さんにとって身近な事務は、より身近な市町村で」「地域の事情を良く知り、地域の声が届きやすいのは市町村」という考えに基づいています。

鹿追町では、平成22年度の事務・権限移譲を検討するに当たり、「住民の皆様のために必要なことは率先してやってみよう」「自主自立の道を歩むのだから、できることは積極的にやってみよう」という考えのもと検討を重ね、北海道から移譲を受ける事務・権限を選択しました。

**Q** どんな事務・権限が鹿追町に移譲されるの？

**A** 一般旅券（パスポート）の発給申請受理・交付に関する事務やNPO（特定非営利活動）法人の認証などに関する事務のほか、環境関係など、広域にわたり事務・権限の移譲を受けることにしました。

# Q

## 事務・権限移譲で鹿追町は どう変わるの？

### できる

パスポートの取得が鹿追町役場でできるようになります！

平成22年8月2日(月)から



### ■現在は

「とかちパスポート窓口」(帯広駅構内エスタ東館内)が一般旅券取得の窓口となっていますので、鹿追町民の方も、帯広市まで手続きに行く必要があります。

### ■これからは

鹿追町に住所を有する方のパスポート取得は、全ての窓口事務が鹿

追町役場で取り扱いとなります。  
平成22年8月2日(月)から

### ●取扱時間

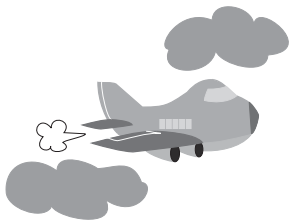
月曜日～金曜日  
午前9時から午後4時30分まで

平成22年7月30日限りで、鹿追町に住所を有する方はとかちパスポート窓口での新規の申請取扱いが終了しますのでご注意ください。

### ●問い合わせ先

町民課 戸籍年金窓口係  
☎(66) 4031

※詳しい内容は広報しかおい6月号でお知らせします。



### 一層安心

低体重児出生の届出が鹿追町トリムセンターでできるようになります！

平成22年4月1日(木)から



### ■現在は

低体重児(2500グラム未満の乳児)が出生したときは、十勝保健福祉事務所への届出が必要です。

### ■これからは

鹿追町内に住所を有する方は、トリムセンターで届出ができるようになります。

平成22年4月1日(木)から

### ●問い合わせ先

福祉課 食育健康推進係  
☎(66) 1311

### できる

NPO(特定非営利活動)法人の設立認証等手続きが鹿追町役場でできるようになります！

平成22年4月1日(木)から



### ■現在は

NPO法人の設立の届出や事業報告書提出など十勝支庁への手続きが必要でした。

### ■これからは

主たる事務所を鹿追町に設置するNPO法人の届出は鹿追町役場でできるようになります。

平成22年4月1日(木)から

### ●問い合わせ先

企画財政課 企画係  
☎(66) 4032

### 一層安心

さらには安心安全なまちづくりを。環境保全の事務・権限の一部を鹿追町が担います！

平成22年12月1日(水)から



### ■現在は

環境に関する多くの事務・権限は北海道にあり、法令に基づいて規制などを行っています。

### ■これからは

町民皆さんの声が届きやすい鹿追町へ移譲されます。

(項目は3ページ一覧をご覧ください)

### ●個々の家庭

今回の事務・権限移譲で直接行わ

れる規制はありません。

### ●これまで対象であった一部畜産業の方

これまで十勝支庁に出していた水質汚濁、悪臭防止の関係の届出が役場(町民課)でできるようになります。また、必要に応じて立ち入り検査なども役場が行うこととなります。

### ●将来に向けて

今回移譲を受けるものは、おおむね大きな事業所や工場などに関する規制や届出、規制する地域指定のための事務・権限などに関するもので、今後町内で大規模な事業を行うおととする事業者に対しては規制が加わる場合があります。



### ●できる限り積極的に環境保全を！

鹿追町は「環境」を重要なキーワード

ドとして町づくりを進めています。町民皆さんと一体となつての取り組みが、美しく安心な鹿追町を創出してきました。

### 【環境】鹿追町の主な取り組み

- 環境美化宣言
- 環境についての基本的なきまり条例制定
- 花と芝生の町づくりの推進
- バイオガスプラントの設置など

平成22年度、北海道へ移譲要望した事務・権限は、環境保全に関するものが特に多くなっています。

更なる安心と安全のまちづくりと、小規模自治体として可能な限り積極的に、地球規模で環境保全の一翼を担うべく取り組むものです。

町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ●問い合わせ先

町民課 住民生活係  
☎(66) 4031

みんな一緒に



美しく 安心な  
まちをつくっていこう

事務・権限移譲のことを  
もっと知りたい方は…

北海道のホームページでは「道から市町村への事務・権限移譲」など、地方分権・道州制について詳しく知ることができます。

○北海道総合政策部 地域主権局

道州制グループホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cfs/index.htm>

○鹿追町企画財政課 企画係

☎(66) 4032

Eメール [seisaku@town.shikaori.hokkaido.jp](mailto:seisaku@town.shikaori.hokkaido.jp)

[hokkaido.jp](http://hokkaido.jp)